



佐賀県公報

平成18年
10月18日
(水曜日)
第 12820号

○告示

●佐賀県告示第六百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十八年十月十八日

名 称	所 在 地	指定年月日
田中内科医院	武雄市武雄町大字永島一五三六一番地一	平成一八・九・一
医療法人森永整形外科医院	佐賀市開成六丁目一四番四八号	平成一八・九・一
九福附属歯科診療所	鳥栖市桜町一四四九番地一	平成一八・八・一
ユウアイ薬局大町店	杵島郡大町町大字福母六九五番地四	平成一八・九・一

●佐賀県告示第六百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があつた。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 廃止医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
服巻産婦人科医院	唐津市大名小路五番六号	平成一八・八・六
田中内科医院	武雄市武雄町大字永島一五三六一番地一	平成一八・九・一
森永整形外科医院	佐賀市開成六丁目一四番四八号	

◎不在者投票のできる施設の指定の一部改正

選挙管理委員会事項

○開発行為に関する工事の完了

公 告

(まちづくり推進課) 三

(告 示・三八) 三

二 変更医療機関

新 名 称	所 在 地	変更年月日
新 館田薬局 ヤリタ薬局	鳥栖市館田町二八二番地一	平成一八・八・一

●佐賀県告示第六百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十五条において準用する第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があつた。

平成十八年十月十八日

名 称	所 在 地	変更年月日
新 殿ノ浦整骨院 旧 大野整骨院	唐津市呼子町殿ノ浦九八四番地一一 唐津市東朝日町一〇七一一番地四四	平成一四・三・三一

●佐賀県告示第六百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事　古川康

(一) 指定年月日　平成十八年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人社団三善会

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 山津ヘルパーステーション

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

二 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日
サービスの種類 訪問介護

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社ユニオン・ライフ

所在地 神埼市神埼町本堀三千百九十四番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 さくら・介護ステーション神埼

所在地 神埼市神埼町本堀三千百九十四番地

サービスの種類 訪問介護

三 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社真明

所在地 唐津市菜畑三千八百四十九番地三

(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイサービスはるか

所在地 唐津市菜畑三千八百四十九番地三

(三) サービスの種類 通所介護

四 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日
申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人精仁会

所在地 伊万里市立花町四千番地

(二) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 訪問介護事業所あおぞら

所在地 伊万里市立花町二千九百二十七番地九

(三) サービスの種類 訪問介護

指定年月日 平成十八年九月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

九 所在地	医療法人森永整形外科医院	
サービスの種類	居宅療養管理指導	
指定年月日	平成十八年九月一日	
所在地	佐賀市開成六丁目一四番四十八号	
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(二) (一) 名 称 医療法人森永整形外科医院	
所在地	佐賀市開成六丁目一四番四十八号	
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 名 称 森永整形外科通所リハビリセンター ウエルネス開成	
所在地	佐賀市開成六丁目五番三十七号	
サービスの種類	(一) 指定年月日 平成十八年九月一日	
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) 名 称 医療法人森永整形外科医院	
所在地	佐賀市開成六丁目一四番四十八号	
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 名 称 医療法人森永整形外科医院	
所在地	佐賀市開成六丁目一四番四十八号	
サービスの種類	(一) 指定年月日 平成十八年九月一日	
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) 名 称 有限会社タケダ建設	
所在地	佐賀市駅前中央二丁目三番三号	
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三) 名 称 デイサービスれんげ荘	
所在地	佐賀市蓮池町大字蓮池八十番地	
サービスの種類	通所介護	

十二 (一) 指定年月日 平成十八年六月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人余暇センターきたじま

所在地 鹿島市大字高津原千百九十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 NPO法人余暇センターきたじま宅老所鹿城テイサービス

所在地 鹿島市大字高津原千百九十三番地

サービスの種類 通所介護

●佐賀県告示第六百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社真明

所在地 唐津市菜畠三千八百四十九番地三

事業所の名称及び所在地

名 称 居宅介護支援事業所はるか

所在地 唐津市菜畠三千八百四十九番地三

指定年月日 平成十八年九月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人精仁会

所在地 伊万里市立花町四千番地

(三) 事業所の名称及び所在地

●佐賀県告示第六百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川康

一 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人社団三善会

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 山津ヘルパーステーション

所在地 鳥栖市萱方町二百七十番地

サービスの種類 介護予防訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社ユニオン・ライフ

所在地 神埼市神埼町本堀三千百九十四番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 さくら・介護ステーション神埼

所在地 神埼市神埼町本堀三千百九十四番地

サービスの種類 介護予防訪問介護

指定年月日 平成十八年四月一日

申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 居宅介護支援事業所あおぞら

所在地 伊万里市立花町二千九百二十七番地九

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 介護老人保健施設西光苑	所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション	四 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人光仁会
所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 サービスの種類 介護予防通所リハビリテーション	所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 介護老人保健施設西光苑	五 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人光仁会
所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 サービスの種類 介護予防短期入所療養介護	所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 介護老人保健施設西光苑	六 (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 株式会社真明
所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 サービスの種類 介護予防訪問介護	所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 西光苑訪問介護事業所	七 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人精仁会
所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 サービスの種類 介護予防訪問介護	所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 西光苑訪問介護事業所	八 (一) 指定年月日 平成十八年七月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人精仁会
所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 サービスの種類 介護予防訪問介護	所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 西光苑訪問介護事業所	九 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人光仁会
所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 サービスの種類 介護予防訪問介護	所在地 伊万里市山代町楠久八百九十五番地十一 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 訪問看護ステーションにのせ	十 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 訪問看護ステーションにのせ
所在地 唐津市菜畑三千八百四十九番地三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスはるか	所在地 唐津市菜畑三千八百四十九番地三 サービスの種類 介護予防通所介護	十一 (一) 指定年月日 平成十八年八月一日 (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人精仁会

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスセンター美郷	二十四 指定年月日 平成十八年四月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会	二十五 所在地 杵島郡白石町大字坂田二百七十五番地一
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 社会福祉法人白石町社会福祉協議会	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会	所在地 杵島郡白石町大字福田千三百十二番地二
(一) 指定年月日 平成十八年四月一日	サービスの種類 介護予防訪問介護
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 ホームヘルパーステーション「ありた」	所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスステーション「やすらぎ」	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会	所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 デイサービスステーション「やすらぎ」	所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

(二) (一)	(二) (一)	(二) (一)	(二) (一)
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	サービスの種類 介護予防通所介護	指定年月日 平成十八年四月一日	二十七
名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会	所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十二番地四	(二) (一)
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	サービスの種類 介護予防訪問介護	(三)
名称 ホームヘルパーステーション「くつろぎ」	名称 ホームヘルパーステーション「くつろぎ」	指定年月日 平成十八年四月一日	(二) (一)
所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十二番地四	所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十二番地四	(二) (一)
サービスの種類 介護予防訪問介護	サービスの種類 介護予防通所介護	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) (一)
名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会	名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会	名 称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会	(二) (一)
所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	(二) (一)
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三)
名 称 デイサービスセンター「くつろぎ」	名 称 デイサービスセンター「くつろぎ」	名 称 デイサービスセンター「くつろぎ」	(二) (一)
所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十二番地四	所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十二番地四	所在地 西松浦郡有田町立部乙二千四百六十二番地四	(二) (一)
サービスの種類 介護予防通所介護	サービスの種類 介護予防通所介護	サービスの種類 介護予防通所介護	(二) (一)
指定年月日 平成十八年九月一日	指定年月日 平成十八年九月一日	指定年月日 平成十八年九月一日	(二) (一)
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) (一)
名 称 有限会社タケダ	名 称 有限会社タケダ	名 称 有限会社タケダ	(二) (一)
所在地 佐賀市駅前中央二丁目三番三号	所在地 佐賀市駅前中央二丁目三番三号	所在地 佐賀市駅前中央二丁目三番三号	(二) (一)
事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	事業所の名称、所在地及びサービスの種類	(三)
名 称 デイサービスれんげ荘	名 称 デイサービスれんげ荘	名 称 デイサービスれんげ荘	(二) (一)
所在地 佐賀市蓮池町大字蓮池八十番地	所在地 佐賀市蓮池町大字蓮池八十番地	所在地 佐賀市蓮池町大字蓮池八十番地	(二) (一)
サービスの種類 介護予防通所介護	サービスの種類 介護予防通所介護	サービスの種類 介護予防通所介護	(二) (一)
指定年月日 平成十八年四月一日	指定年月日 平成十八年四月一日	指定年月日 平成十八年四月一日	(二) (一)
申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	(二) (一)
三十 (一)	三十 (一)	三十 (一)	三十 (一)

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 ホームヘルプサービスすみれ園 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一	(二) (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人聖仁会 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 老人デイサービスセンターすみれ園 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一
(二) (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 社会福祉法人聖仁会 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 老人短期入所事業すみれ園 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一	(二) (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 老人短期入所事業すみれ園 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一
(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 特定非営利活動法人余暇センターきたじま 所在地 鹿島市大字高津原千百九十三番地	(二) (一) 指定年月日 平成十八年八月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 特定非営利活動法人余暇センターきたじま 所在地 鹿島市大字高津原千百九十三番地	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 ホームヘルプサービスすみれ園 所在地 杵島郡大町町大字福母三千三十一番地一

(二) (一) 指定年月日 平成十八年九月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 医療法人天心堂志田病院 所在地 鹿島市大字中村二千百三十四番地四	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 医療法人天心堂志田病院 所在地 鹿島市大字中村二千百三十四番地四	(二) (一) 指定年月日 平成十八年十月十八日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 佐賀県知事 古 川 康 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
(二) (一) 指定年月日 平成十八年十月十八日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有田町地域包括支援センター 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 有田町地域包括支援センター 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	(二) (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有田町地域包括支援センター 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
(二) (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有田町地域包括支援センター 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 有田町地域包括支援センター 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	(二) (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有田町地域包括支援センター 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四
(二) (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有田町地域包括支援センター 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類 名 称 有田町地域包括支援センター 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四	(二) (一) 指定年月日 平成十八年四月一日 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 有田町地域包括支援センター 所在地 西松浦郡有田町南原甲六百六十四番地四

◎佐賀県告示第六百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古 川 康

(三) 事業所の名称及び所在地 名 称 白石町地域包括支援センター 所在 地 杵島郡白石町大字坂田二百五十三番地一	● 佐賀県告示第六百二十六号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があつた。 平成十八年十月十八日 佐賀県知事 古川 康
(一) 廃止年月日 平成十八年八月三十一日 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 森永秀史 所在 地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号	● 佐賀県告示第六百二十六号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があつた。 平成十八年十月十八日 佐賀県知事 古川 康
(二) 廃止年月日 平成十八年八月三十一日 届出者の名称及び主たる事務所の所在地 名 称 森永秀史 所在 地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号	● 佐賀県告示第六百二十六号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があつた。 平成十八年十月十八日 佐賀県知事 古川 康
(三) 事業所の名称及び所在地 名 称 森永整形外科医院 所在 地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号	● 佐賀県告示第六百二十六号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があつた。 平成十八年十月十八日 佐賀県知事 古川 康
所在地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号 事業所の名称及び所在地 名 称 森永整形外科医院 所在 地 佐賀市開成六丁目十四番四十八号	● 佐賀県告示第六百二十六号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があつた。 平成十八年十月十八日 佐賀県知事 古川 康

地方卸売市場名		開設者名	卸売業者名	変更年月日	所 在 地	変更年月日
旧	新					
唐津農業協同組合	唐津中央青果市場	唐津農業協同組合	唐津農業協同組合	平成一八・一〇・一	佐賀市鍋島町森田三本椎六七三番地一	平成一八・一〇・一
東松浦園芸販売農業	東松浦園芸販売農業	東松浦園芸販売農業	東松浦園芸販売農業	平成一八・一〇・一	佐賀市本庄町大字鹿子九番地三	平成一七・一
協同組合連合会	協同組合連合会	協同組合連合会	協同組合連合会	平成一八・一〇・一	佐賀市田代二丁目四番五号	平成一六・一

● 佐賀県告示第六百二十七号
卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十五条に規定する地方卸売市場の開設者及び同法第五十八条第一項に規定する卸売業者が変更されたので、佐賀県卸売市場条例（昭和四十六年佐賀県条例第三十七号）第二十三条の規定により、次のとおり告示する。

●佐賀県告示第六百二十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があつたので、同令第五条第三項の規定により、次の一のとおり届出事項を公示し、届出に係る指定漁船調書を次の二のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 届出事項

加入区名		発起人	
加入区	東与賀町	住 所	氏 名
佐賀郡東与賀町下古賀一四八六	吉田國夫	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合	
深川正義	東与賀町漁業協同組合	協同組合	

二 指定漁船調書の縦覧

加入区名	縦 観 期 間	縦 観 場 所
東与賀町	公告の日から起算して十五日間	東与賀町漁業協同組合

●佐賀県告示第六百三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、佐賀市の区域内の字の区域を次のとおり変更し、及び新たに画する旨、同市長から届出があつた。

右の処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十八年十月十八日

区域を変更する字の名称	同上に編入する区域
兵庫町大字若宮字伊賀屋	兵庫町大字若宮字一本松九六四の一部、九六九、九七〇、九七一の一部、九七二の一部及び九七三並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
本松	兵庫町大字若宮字五本柳一四七七の一部及びこれに伴う道路の各一部並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
兵庫町大字若宮字四本松	兵庫町大字若宮字伊賀屋一一九七の一部及び一四七二の地先の字五
本柳の水路	兵庫町大字若宮字伊賀屋一一九七の一部及び一四九九の一
部	兵庫町大字若宮字伊賀屋一一九七の一部及び一四六八及び一四七二の地先の字五
路	兵庫町大字若宮字三本松一〇八六及び一〇八七の地先の水路
兵庫町大字若宮字松	兵庫町大字若宮字一本松九四六、九四六五、九四七三、九五〇、九五一、九五二、九五三、九五五、九五七、九五八、九五八、九五九、九六四の一部、九六七から九六七五まで、九七一の一部、九七二の一部、九七三、九九二、九九三、九九四、九九五、九九七、一〇〇一、一〇〇二、一〇〇二三、一〇〇三、一〇〇四、一〇〇五、一〇〇六及び一〇〇七並びにこれらに伴う道路及び水路の区域
兵庫町大字若宮字二本松	兵庫町大字若宮字二本松一〇〇八、一〇〇九、一〇一〇、一〇一一、一〇一二、一〇一三、一〇一四、一〇一六、一〇一九、一〇二〇、一〇二〇三、一〇二三、一〇二三、一〇二五、一〇二八、一〇三〇、一〇三一、一〇三三、一〇三四、一〇三五、一〇三六、一〇三六、一〇三七、一〇三七、一〇三八、一〇三九、一〇四〇、一〇四二、一〇四二、一〇四三及び一〇四九及び一〇五〇並びにこれらに伴う道路及び水路の区域

<p>域 四六六^番、一四六七^番、一四六七^番、一四六七五^番、一四七七^番の一部、一四七七^番、一四七七^番、一四七八^番、一四七八^番、一四八〇^番、一四八一及び一四八三^番並びにこれらに伴う道路及び水路の区 兵庫町大字若宮字一本柳一四八五^番、一四八五^番、一四八八^番、一四九〇^番、一四九一^番、一四九三^番、一四九三^番、一四九四^番、一四九五^番、一四五〇^番、一五〇二^番、一五〇三^番、一五〇四^番、一五〇五^番、一五〇六^番、一五〇七^番、一五〇八^番、一五〇九^番、一五〇一〇^番、一五〇一一^番、一五〇一二^番、一五〇一二^番、一五〇一三^番、一五〇一四^番、一五〇一六^番、一五〇一六^番、一五〇一七^番、一五〇一七^番、一五〇一八^番、一五〇一九^番、一五〇二〇^番、一五〇二一^番、一五〇二二^番、一五〇二三^番、一五〇二四^番、一五〇二五^番、一五〇二六^番、一五〇二七^番、一五〇二八^番、一五〇二九^番、一五〇三〇^番、一五〇三一^番、一五〇三二^番、一五〇三三^番、一五〇三四^番、一五〇三五^番、一五〇三六^番、一五〇三七^番、一五〇三八^番、一五〇三九^番、一五四〇^番、一五四一^番、一五四六^番及び一五四七^番並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 及び水路の区域 兵庫町大字若宮字伊賀屋一四七三^番の一部 兵庫町大字若宮字伊賀屋一四七四^番、一四七五^番、一四七六^番、一四七七^番、一四七八^番、一四七九^番、一四八〇^番、一四八一^番、一四八二^番、一四八三^番、一四八四^番、一四八五^番、一四八六^番、一四八七^番、一四八八^番、一四八九^番、一四九〇^番、一四九一^番、一四九二^番、一四九三^番、一四九四^番、一四九五^番、一四九六^番、一四九七^番、一四九八^番、一四九九^番、一四五〇^番、一五〇二^番、一五〇三^番、一五〇四^番、一五〇五^番、一五〇六^番、一五〇七^番、一五〇八^番、一五〇九^番、一五〇一〇^番、一五〇一一^番、一五〇一二^番、一五〇一二^番、一五〇一三^番、一五〇一四^番、一五〇一五^番、一五〇一六^番、一五〇一七^番、一五〇一八^番、一五〇一九^番、一五〇二〇^番、一五〇二一^番、一五〇二二^番、一五〇二三^番、一五〇二四^番、一五〇二五^番、一五〇二六^番、一五〇二七^番、一五〇二八^番、一五〇二九^番、一五〇三〇^番、一五〇三一^番、一五〇三二^番、一五〇三三^番、一五〇三四^番、一五〇三五^番、一五〇三六^番、一五〇三七^番、一五〇三八^番、一五〇三九^番、一五四〇^番、一五四一^番、一五四六^番及び一五四七^番並びにこれらに伴う道路及び水路の区域 及び水路の区域 兵庫町大字若宮字清蔵一四六九^番及び一四六九^番の地先の水路 兵庫町大字若宮字政十一一〇〇^番から一一〇〇^番まで及び一二〇^番の地先の水路 兵庫町大字若宮字地蔵屋敷一四一九^番及び一四一九^番の地先の水路 兵庫町大字若宮字五本黒木一五四八^番、一五八六^番、一五八八^番、一五八九^番、一六一六^番及び一六一七^番の地先の水路 </p>

○ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為

に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成18年10月18日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称
武雄市武雄町大字武雄字小路5542番9、5542番153、5542番154、5590番14、5590番15、5592番4及び5593番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
武雄市山内町大字大野甲9798番地2
有限会社山口工務

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第118号

不在者投票のための施設の指定(昭和四十八年佐賀県選挙管理委員会告示第十七号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月十八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

1 老人ホームの表中

〔 特別養護老人ホーム長生園 伊万里市立花町一七〇一番地11 を

〔 特別養護老人ホーム長生園 伊万里市立花町一七〇一番地11 に改める。
介護付有料老人ホームいまり

申購
込読料

一か年二八、八〇〇円（送料共）
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十月十八日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川康行

印刷定日 毎週月曜日
株古川総合印刷